

第3章 青少年を取り巻く現状と課題

第1節 青少年の人口

(現状)

本県の令和元年10月1日現在の総人口は、113万4,431人ですが、このうち青少年人口（30歳未満）は28万1,905人で年々減少しており、依然として少子化が進行していることがうかがえます。

また、人口の推移を見ても年少人口（15歳未満）の割合が減少する一方で、老年人口（65歳以上）の割合は、2045年に向け大きく増加する見込みです。

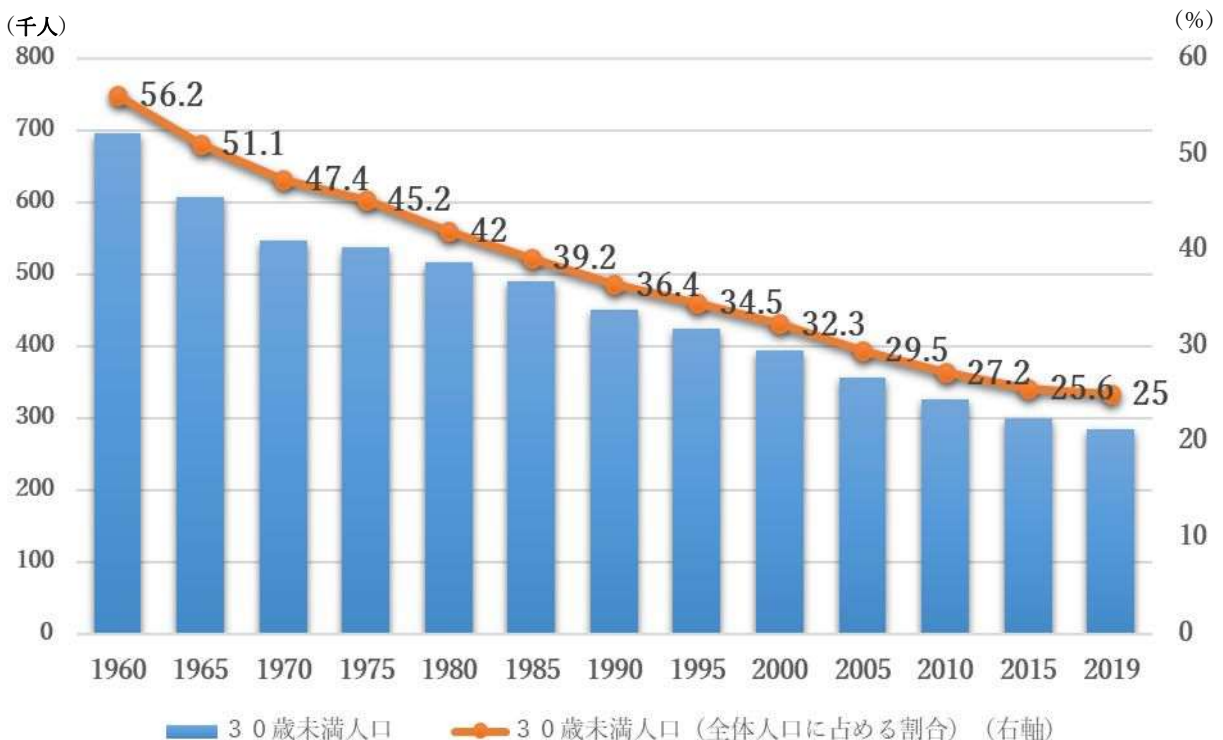
急速な少子化の進行により、将来の社会経済は極めて深刻な影響を受けることが懸念されています。青少年健全育成の面では、少子化とそれに伴う人口の減少により、子ども同士が切磋琢磨し、社会性を育みながら成長していく機会が減ることで、自立した、たくましい青少年が育つことが困難になるおそれがあります。

(課題)

- 次代を担う子どもたちが健やかに育成される環境の整備を進めるとともに、子育てを家庭、地域、学校等が一体となり社会全体で支援する県民意識を醸成すること。
- 地域で子どもを育むため、地域の人々相互のふれあいを通して地域連帯感を確立すること。

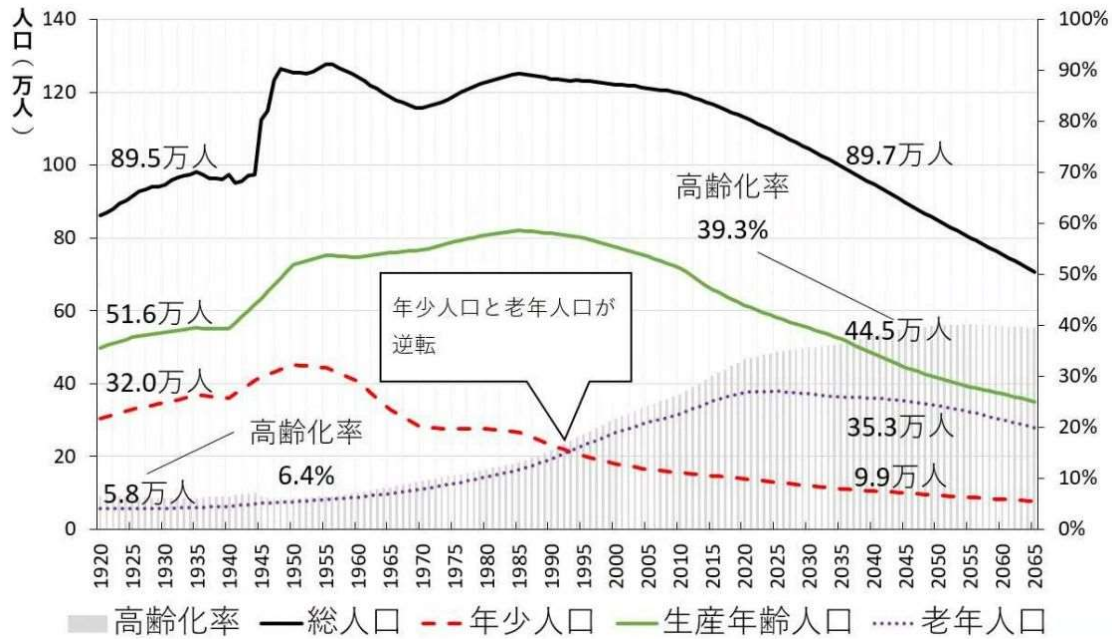
(資料1)

① 大分県の青少年人口（30歳未満）及び総人口に占める青少年人口割合の推移



出典：総務省 「国勢調査」、「推計人口」（各年10月1日現在）

② 大分県の人口の推移



資料：「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等（令和元年6月版）」

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局より提供

出典： 令和2年3月改訂「大分県人口ビジョン」

第2節 青少年の意識

1 人生観・充実度及び他者との関わり方について

(1) 充実感

内閣府が、令和元年度に実施した「子供・若者の意識に関する調査」によると、「今の生活が充実していると思いますか」という質問に対して、「充実している」又は「どちらかといえば充実している」と回答した者の割合は68.9%であり、「充実していない」又は「どちらかといえば充実していない」と回答した者の割合31.1%の2倍以上高い結果となっています。

年齢区分別で見ると、「充実している」又は「どちらかといえば充実している」と回答した者の割合は、年代が若いほど高く、13～14歳（83.6%）が最も高くなっています。

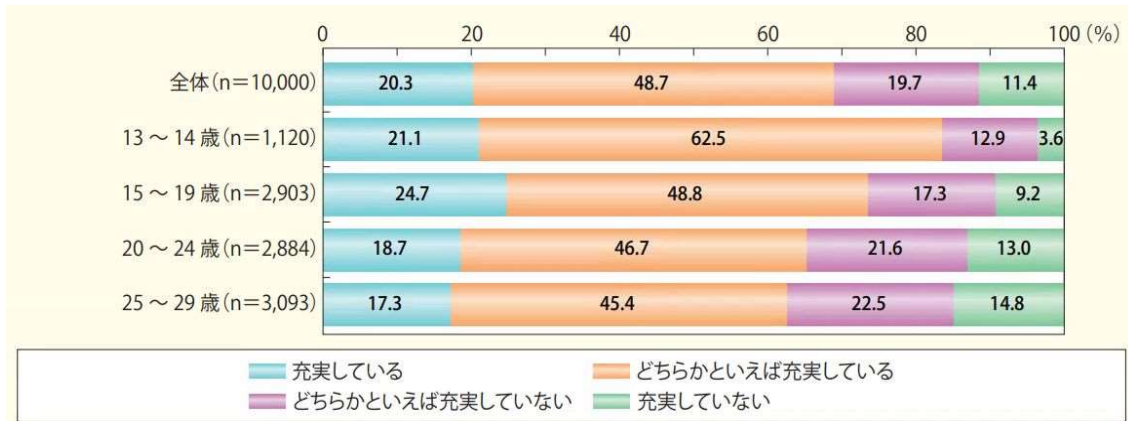
(2) 他者との関わり方

また、「家族・親族」、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」、「地域の人」、「インターネット上における人やコミュニティ」について、他者との関わり方を調査したところ、「会話やメール等をよくしている」等の6つの項目について「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合が最も高いのは「家族・親族」で、「学校で出会った友人」が続いています。

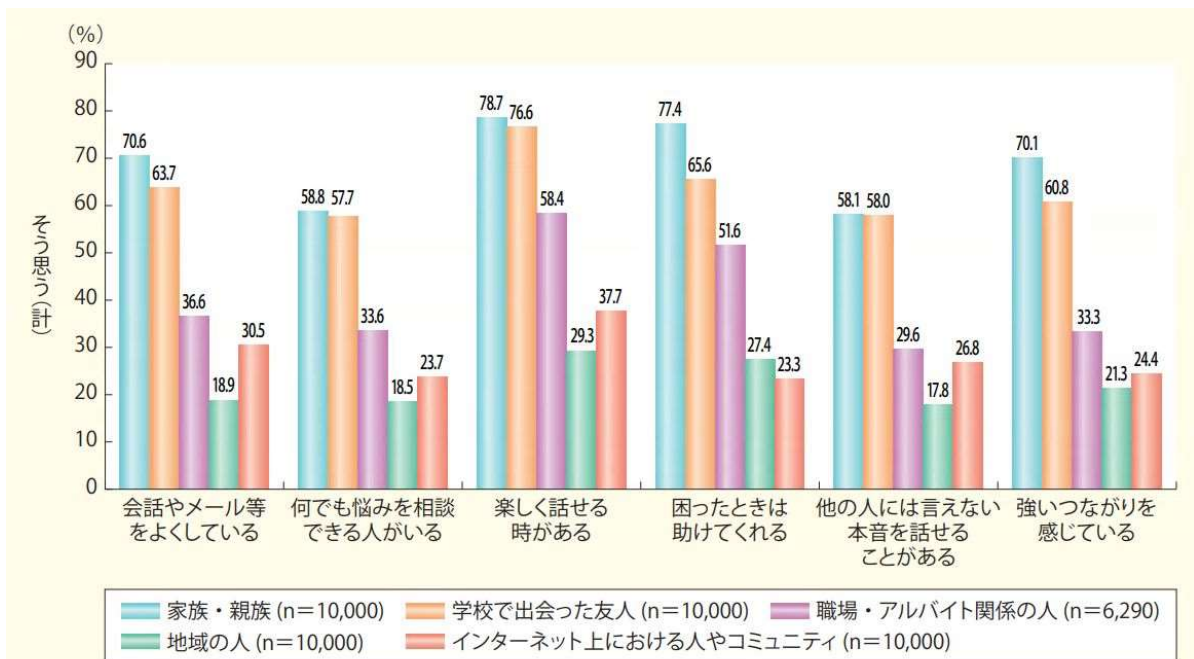
「地域の人」と「インターネット上における人やコミュニティ」を比べると、「困ったときは助けてくれる」の項目のみ「地域の人」の方が高い結果となり、それ以外の項目は「インターネット上における人やコミュニティ」が高くなっています。

(資料2)

① 充実感について



② 他者との関わり方



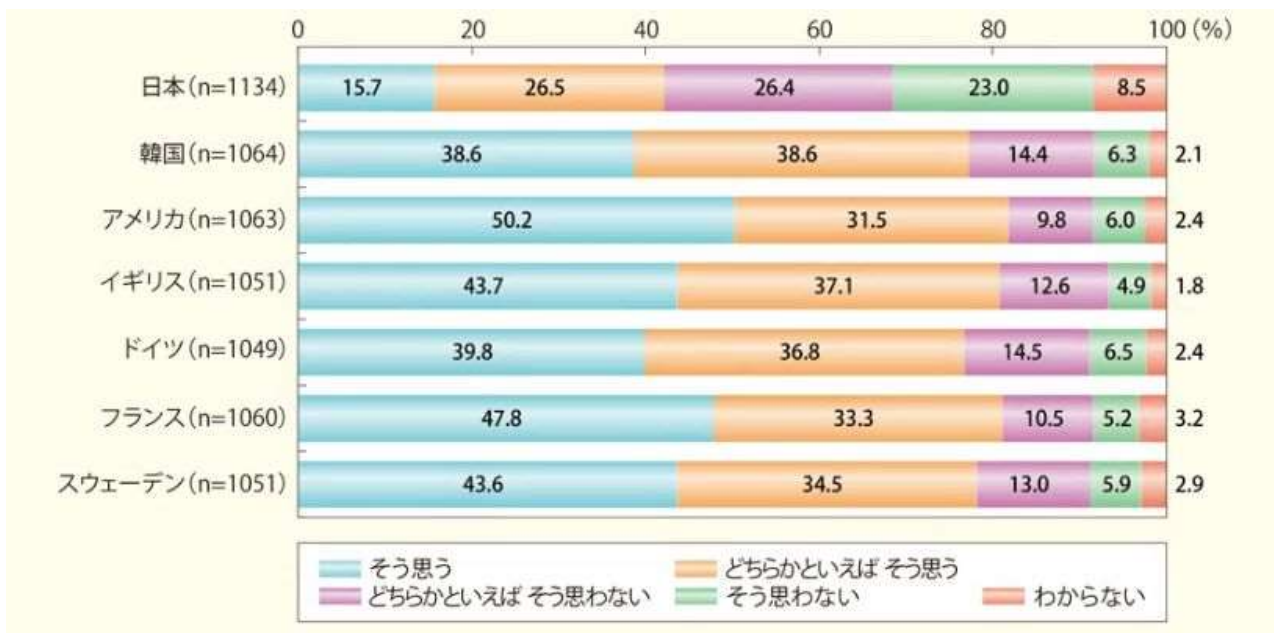
※「そう思う (計)」は、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計

出典：内閣府 令和元年度「子供・若者の意識に関する調査」
 (参照：内閣府 令和2年版「子供・若者白書」)

2 社会規範

内閣府が、平成30年度に実施した「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」によると、社会規範に対する意識について、日本の若者で、「他人に迷惑をかけなければ、何をしようと個人の自由だ」に、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合は42.2%であり、同様の回答をした諸外国の若者の割合と比べてかなり低くなっており、国際社会において、日本人の規範が極めて特徴的であることがわかります。

(資料3) 他人に迷惑をかけなければ、何をしようと個人の自由だ



出典：内閣府 平成30年度「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」
 (参照：内閣府 令和元年版「子供・若者白書」)

第3節 青少年を取り巻く環境

1 青少年と家庭

(1) 家庭環境の変化

(現状)

児童のいる世帯の割合は、1986年(昭和61年)には半数弱を占めていましたが、2019年(令和元年)には、21.7%まで減少しています。

家族の少人数化は、子ども同士が切磋琢磨することや異年齢間の交流等の機会が減少する要因になっているとも言えます。

また、子どものいる共働き世帯やひとり親世帯は増加傾向にあり、家族形態の多様化が進んでいます。

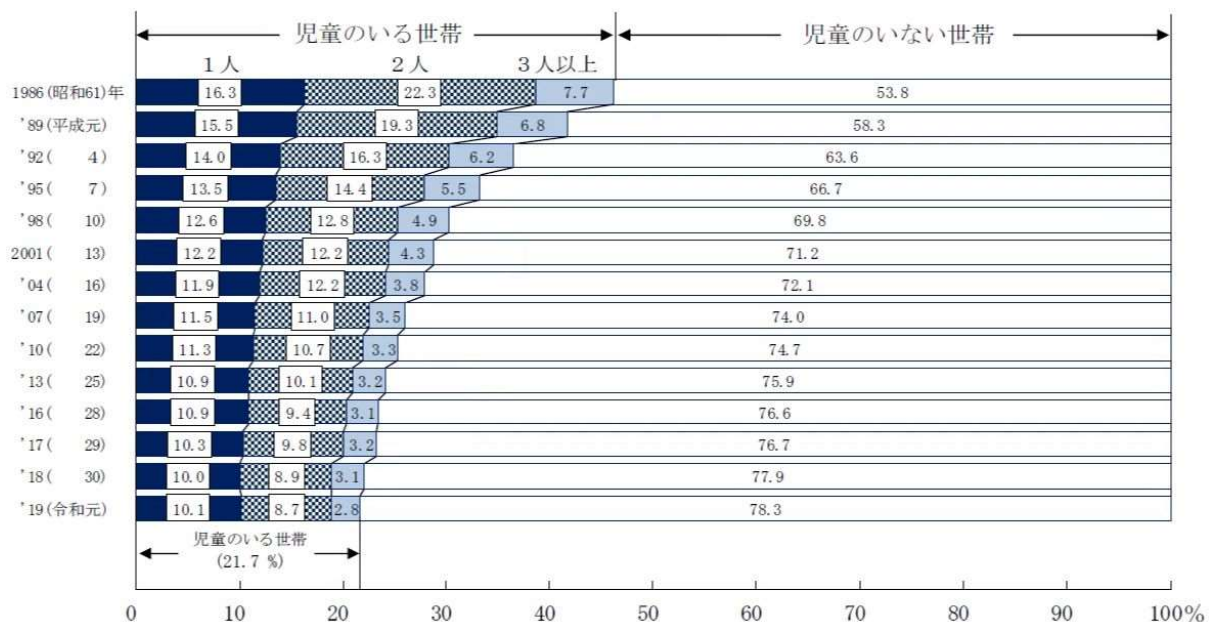
さらに、親の長時間労働により、家庭や地域で子どもと一緒に過ごす時間が十分確保できていない状況です。

(課題)

- 家庭環境に応じたきめ細かな子育て支援を行うこと。
- 家庭生活の充実や地域活動への参加が可能となるよう、企業や働く人に対し、労働講座や労働情報誌等による啓発を行い、多様な働き方を可能とするテレワーク等の就労環境の整備、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等を図ること。

(資料4)

① 児童の有無別にみた世帯の構成割合の推移(全国)

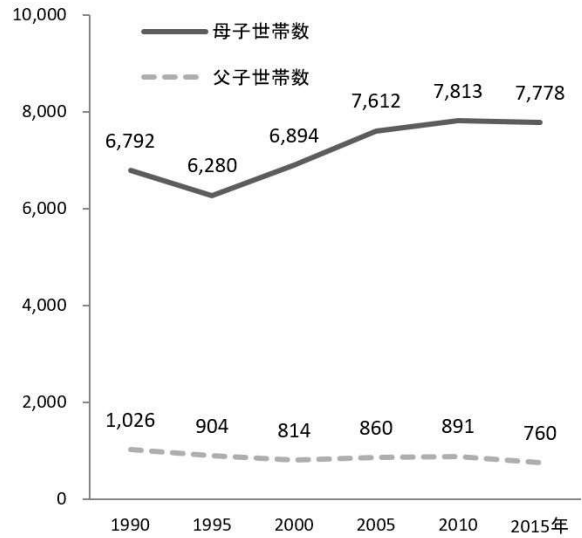
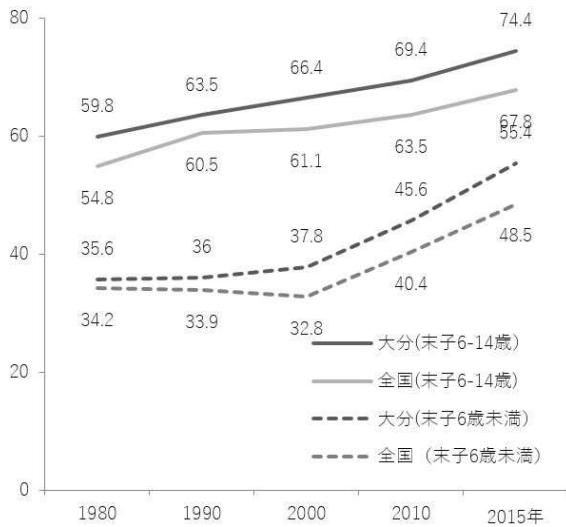


注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

出典：厚生労働省 「国民生活基礎調査」

② 子どものいる共働き世帯構成割合の推移（大分県・全国）

③ ひとり親世帯数の推移（大分県）



出典：総務省 「国勢調査」

(2) 家庭の教育力

(現状)

かつての日本社会では、子どもたちは買い物や家事手伝い等家庭や地域の生活の中で社会性や忍耐力を養い、子ども同士が外で遊ぶことで自主性や規範意識、協調性を身につけてきました。しかし、現代の家庭教育は、そうした社会的な支えを失い孤立したことで、個々の家庭の中で親の責任において行うものとなっています。その結果、子育てについて悩みや不安を抱える親が年々増加しており、平成28年度に文部科学省が実施した調査によると、平成28年では平成20年と比べ、「悩みや不安がある」と回答した者が4.2ポイント増加しています。

また、青少年の心の成長には生活リズムや食育等が重要です。

睡眠不足等生活習慣の乱れが学習意欲・体力・気力の低下の一因であることは科学的に裏付けられており、青少年が健全に成長・発達するためには早寝早起きが不可欠です。

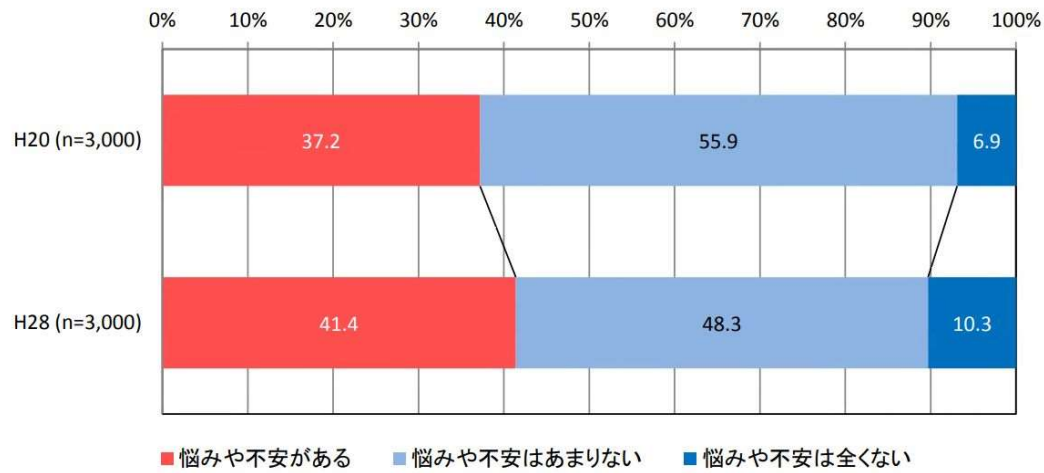
あわせて、豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには「食」が重要ですが、栄養の偏り、不規則な食事が原因と考えられる肥満や生活習慣病が増加する一方で、朝食を抜くことや1人で食事をする「孤食」が増加傾向にあり、新たに「食」の安全や「食」の海外への依存といった問題も生じています。

(課題)

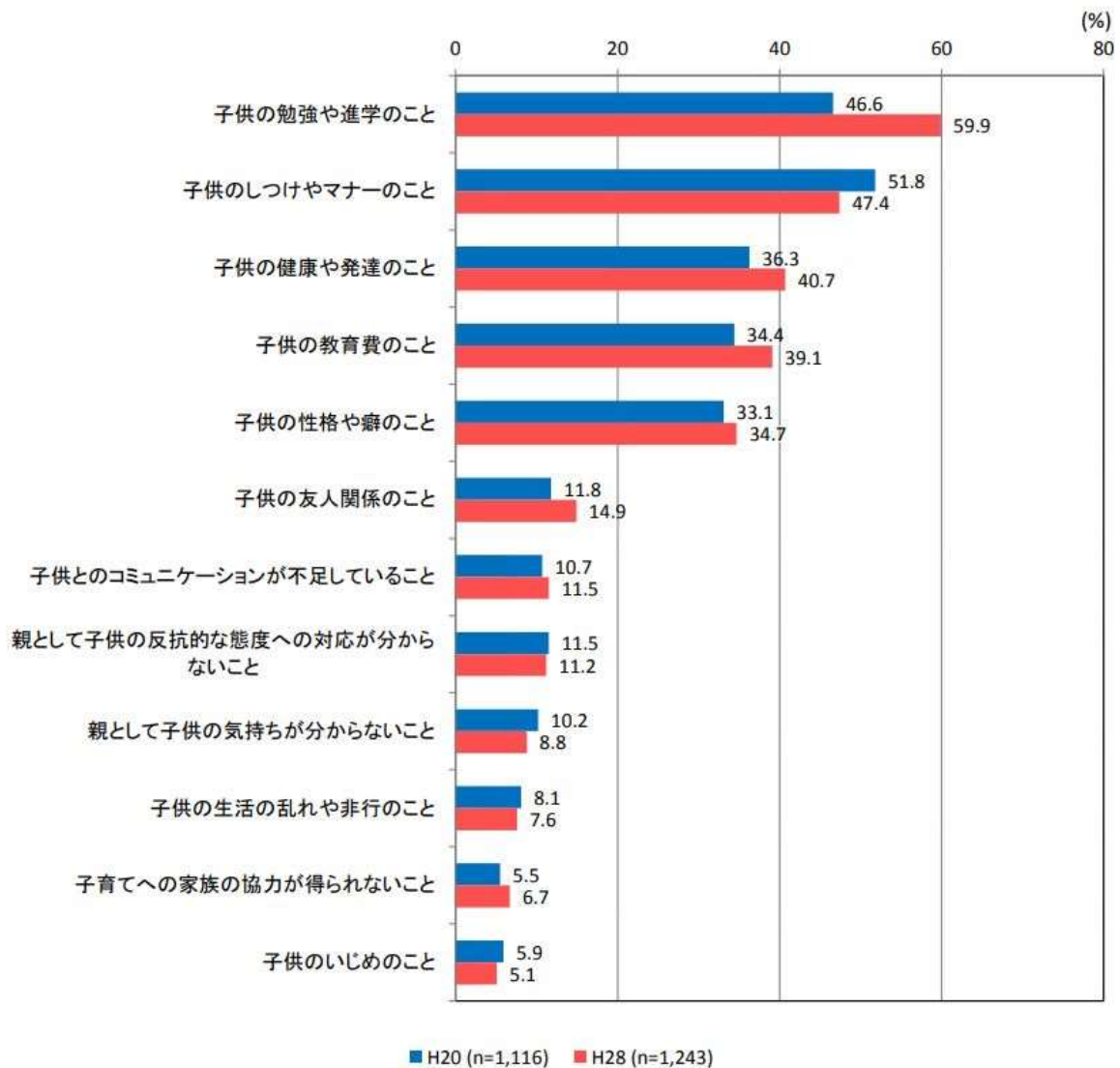
- 家庭における教育の悩みは皆が共通して抱えるものであることから、地域や社会が一体となり、これらの悩みを自由に語り合える環境づくりや、家庭環境に応じた支援を行うこと。
- 家族で食卓を囲み、コミュニケーションを深め、食事マナーを学ぶ機会を設けること。

(資料5)

① 子育てについての悩みや不安



② 悩みや不安の大きなものについて



出典：文部科学省委託調査 平成28年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究～」

③ 起床時刻と就寝時刻

平均起床時刻（平日）

	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)
10～14 歳	6 時 38 分	6 時 34 分
15～19 歳	6 時 54 分	6 時 51 分
20～24 歳	7 時 56 分	7 時 47 分
25～29 歳	7 時 17 分	7 時 14 分
小学生(10 歳以上)	6 時 38 分	6 時 36 分
中学生	6 時 41 分	6 時 34 分
高校生	6 時 36 分	6 時 42 分
その他の在學生	7 時 55 分	7 時 50 分

平均就寝時刻（平日）

	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)
10～14 歳	22 時 24 分	22 時 22 分
15～19 歳	23 時 48 分	23 時 42 分
20～24 歳	0 時 31 分	0 時 20 分
25～29 歳	0 時 07 分	0 時 00 分
小学生(10 歳以上)	21 時 57 分	21 時 54 分
中学生	22 時 55 分	22 時 54 分
高校生	23 時 42 分	23 時 43 分
その他の在學生	0 時 47 分	0 時 29 分

出典：総務省 「社会生活基本調査」

④ 朝食の欠食率

	1- 6歳		7-14歳		15-19歳		20-29歳	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総数	389	100	517	100	277	100	428	100
家庭食	329	84.6	451	87.2	224	80.9	282	65.9
調理済み食	33	8.5	37	7.2	20	7.2	35	8.2
外食	2	0.5	0	0	3	1.1	4	0.9
給食	0	0	0	0	0	0	3	0.7
欠食	25	6.4	29	5.6	30	10.8	104	24.3
菓子・果物などのみ	23	5.9	23	4.4	14	5.1	43	10
錠剤などのみ	0	0	0	0	1	0.4	3	0.7
何も食べない	2	0.5	6	1.2	15	5.4	58	13.6

出典：厚生労働省 平成30年「国民健康・栄養調査」

(3) 父親の子育て参画

(現状)

核家族化や都市化の進行により地域におけるつながりが希薄化し、家庭や地域の子育て力が低下している中で、子育ての孤立感・不安感が増大しています。

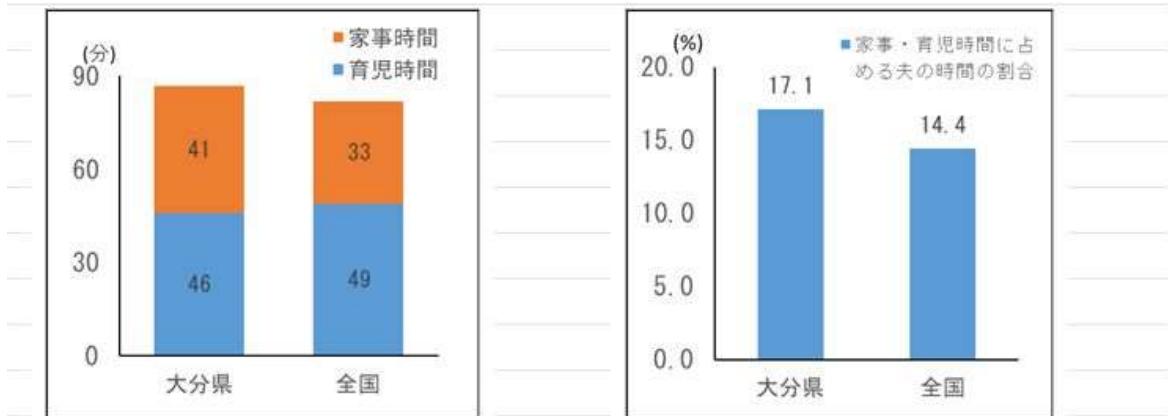
6歳未満の子どもを持つ本県の父親の一日平均の家事・育児時間は、平成18年では36分でしたが、平成28年には87分に加え、父親の子育て参画に一定の進展はあったものの、性的役割分担意識等により、未だに母親の子育て負担感は大きい状況です。

母親の子育て負担感を軽減し、子どもを健やかに育てていくためには、父親が家庭や地域で子どもたちと一緒に過ごす時間を増やしていくなど、幼少期からの子育てに積極的に関わる必要があります。

(課題)

- 男性を含めたすべての人が「働き方の見直し」を進め、働きやすい環境を阻害する職場の慣行等を解消すること。
- 父親が家庭内における役割・責務を自覚し、子育てに積極的に参画すること。
- 企業がPTA活動や地域の行事等に父親が参加しやすい環境を整備すること。

(資料6) 男性の家事・育児への参画



注：6歳未満の子どもがいる夫・妻（夫婦と子どもの世帯）を調査対象として、週全体の行動種類別合計時間を1日当たりに平均した時間。家事時間には調査上の家事時間に買い物時間を合算している。

出典：総務省 平成28年「社会生活基本調査」

(4) 子どもの貧困

(現状)

我が国の子どもの貧困率は諸外国に比べて高く、生活保護世帯の子どもの高等学校進学率が依然として低いことなどから、子どもの貧困に対する対策が求められています。また、ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）では、経済的負担だけでなく、母親又は父親が仕事、家事や子育ての全てを一人で担っている場合が多いため、精神的にも肉体的にも負担が大きくなっています。

(課題)

- ひとり親家庭等のそれぞれのニーズに合った子育て・生活支援、就業支援、経済的支援等を総合的・複合的に推進すること。
- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されないよう、貧困な状況にある子どもが心身ともに健やかに育成される環境整備を計画的・総合的に進めること。

(資料7)

① 大分県の母子家庭・父子家庭の世帯数

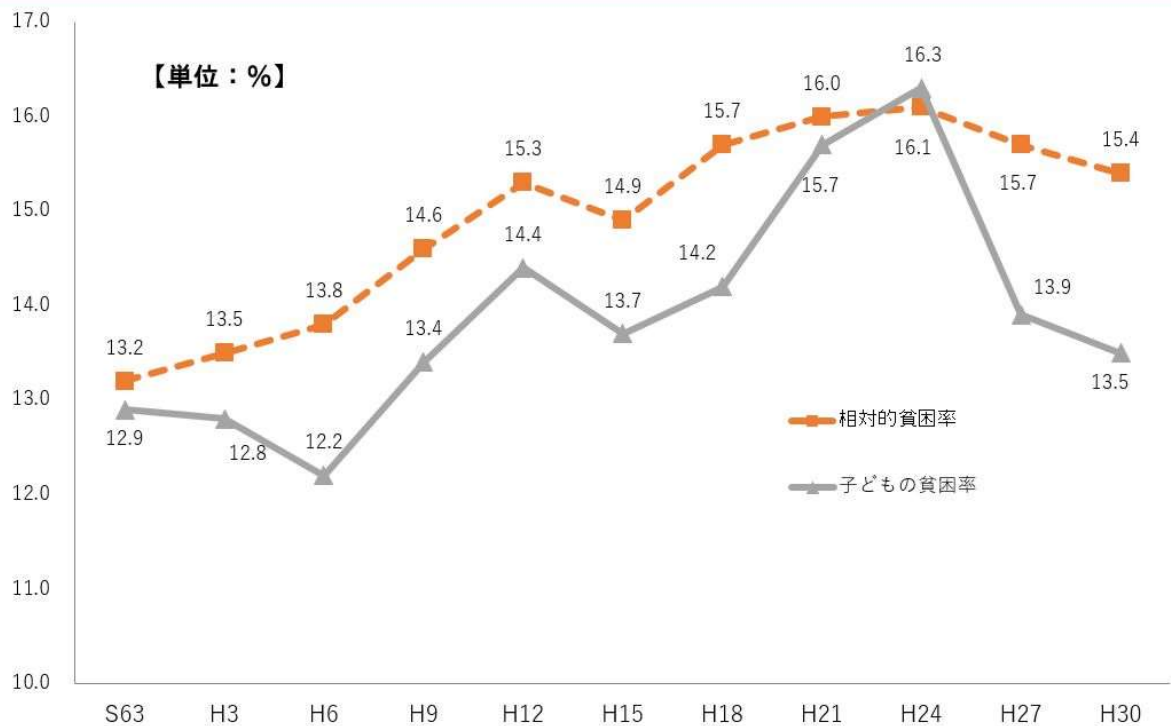
区 分	世帯数 (世帯)	世帯数割合 (%)
母子家庭	7,778	1.6
父子家庭	760	0.2
世帯総数	486,535	100

注：母子家庭・父子家庭の世帯数は、母又は父(世帯主)と20歳未満の子の世帯数

出典：総務省 平成27年「国勢調査」

② 子どもの相対的貧困率

日本の相対的貧困率・子どもの貧困率の推移



出典：厚生労働省 国民生活基礎調査

2 青少年と学校

(1) 児童生徒数の推移

(現状)

大分県の小・中・高・特別支援学校における児童生徒数は年々減少傾向にあり、昭和25年には28万4,938人でしたが、令和2年は12万694人と半分以上に減少し、最低数を更新しています。

(課題)

- コミュニケーション能力や他者と協働して困難に立ち向かうことのできる力等を身に付けさせること。

(2) 学力

(現状)

全国学力・学習状況調査の結果によると、小学校6年生の学力は平成26年度以降全国平均を上回っています。中学校3年生の学力は、平成28年度まで全国平均を下回っていましたが、平成29年度、令和元年度は全国平均を上回っています。

(課題)

- 「思考力・判断力・表現力等」の育成や学習意欲を高めること。

(3) 健康と体力

(現状)

今日の青少年は生活水準が向上し、食生活が豊かになったことから体格はよくなっているものの、運動不足や食生活の乱れ等から肥満傾向を有する児童生徒の増加や小児期からの生活習慣病の増加等、健康面で懸念される状況が見られるとともに、運動する子どもとしない子どもの二極化が顕著になっています。

また、学業の不振や対人関係等の挫折体験をきっかけに、自分自身に対する評価を低く見る傾向があります。このことが摂食障害（拒食症・過食症）等の心因性の病気に陥る子どもの増加や不登校、ひきこもり等の原因となっています。

(課題)

- 生涯にわたる健康・体力づくりの基礎を培い、体力向上にも資するため、学校・家庭生活を通じた運動の習慣化・日常化を図ること。

(4) 学校教育

(現状)

グローバル化や少子高齢化、急速な技術革新等変化の激しい時代の中で、子どもたちの人間関係を育む力の不足が指摘されており、学力・体力の向上とともに、コミュニケーション能力や他者と協働して困難に立ち向かうことのできる力等を身に付けさせることが求められています。

卒業後を見据えて、学校での学習とのつながりを見通しながら、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できる環境整備が求められています。

子どもが自立し社会参加をするため、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援が必要です。

(課題)

- 持続可能な社会の構築に向けて、環境、貧困、人権等様々な社会的な課題と身近な暮らしを結び付け、新たな価値観や行動を生み出す力を育成すること。
- 未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせるため、資質・能力の3つの柱（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）をバランスよく育成すること。

(5) 生徒指導

(現状)

いじめ、不登校等生徒指導上の諸課題については、原因や背景が複雑・多様化しており、未然防止や発生事案への対応にあたり、関係機関が連携した組織的な取組が求められています。

本県では、些細ないじめも見逃さず、早期認知・早期対応に努めていることから、令和元年度のいじめ認知件数（1,000人あたり93.8件）は、全国平均（1,000人あたり46.5件）を上回っています。

また、本県の小・中学校の不登校児童生徒数は1,843人（1,000人あたり20.8人）で全国と同様に増加傾向にあり、その低減に向けた取組と不登校児童生徒に対する教育機会の確保に努める必要があります。

高等学校では不登校生徒数618人（1,000人あたり20.4人）、中途退学者数330人、中途退学率1.1%と、それぞれ横ばい傾向にあります。

不登校や中途退学者は、学習支援が必要な場合も多く、学び直し等支援体制の強化が求められています。

さらに、全国の15～19歳の死因第1位が自殺であり、本県においても、青少年に対する自殺予防の取組の充実が求められています。

(課題)

- 他者から認められ他者の役に立っているという「自己有用感」や「自尊感情」を児童生徒が感じ取れる人間関係づくりを行い、いじめや不登校が生まれにくい魅力

ある学校・学級をすること。

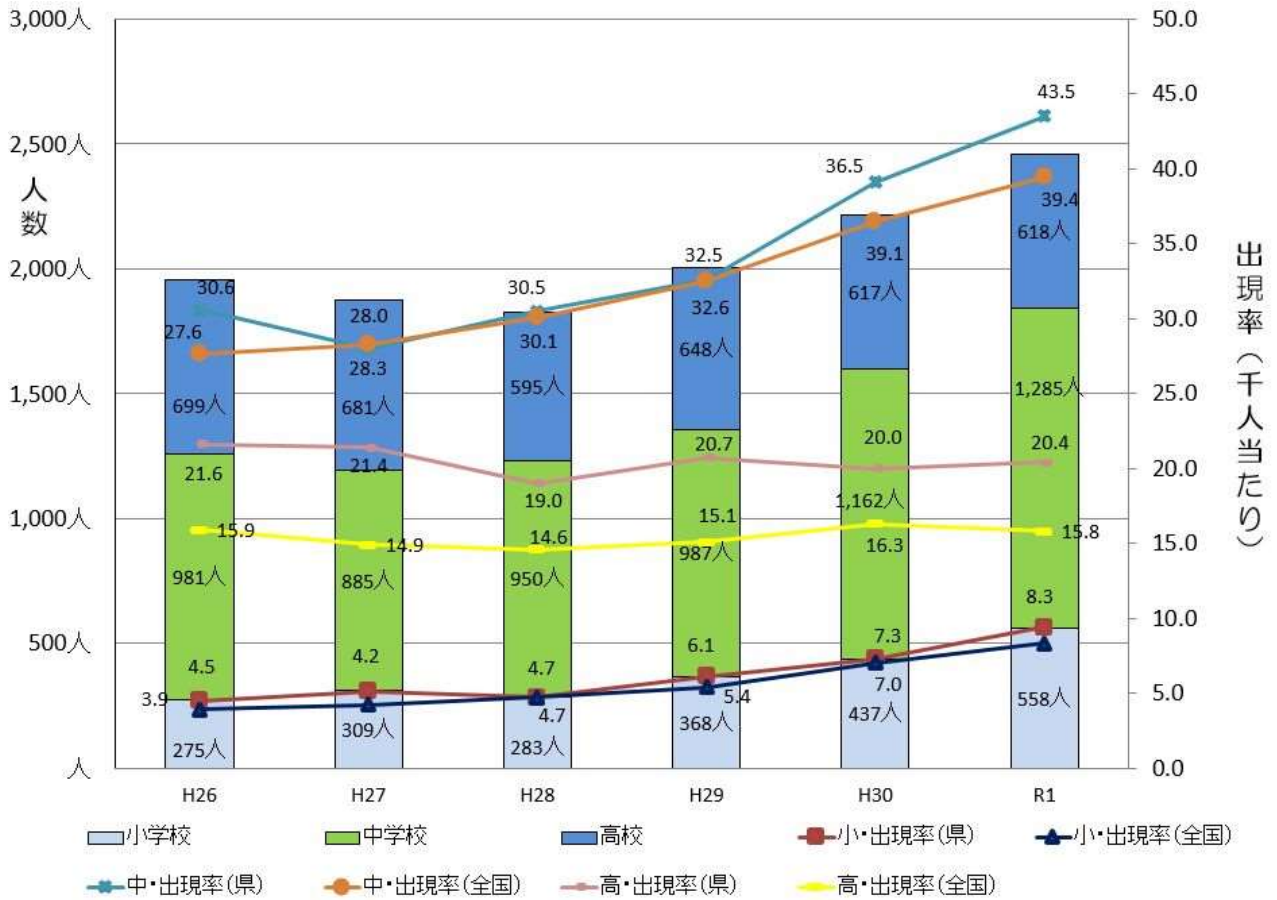
- 教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が参加する定期的な校内対策委員会の開催により、いじめを早期に認知し、組織的な対応を図ること。
- 不登校の児童生徒や高等学校中途退学者等を対象に、学校以外の学びの場における多様な教育機会を確保し、社会的自立に向け必要な社会体験や学習（学び直し）を支援すること。
- 関係機関等と連携した幅広い支援の充実や強化により、誰もが自殺に追い込まれることのない社会をすること。

(資料8)

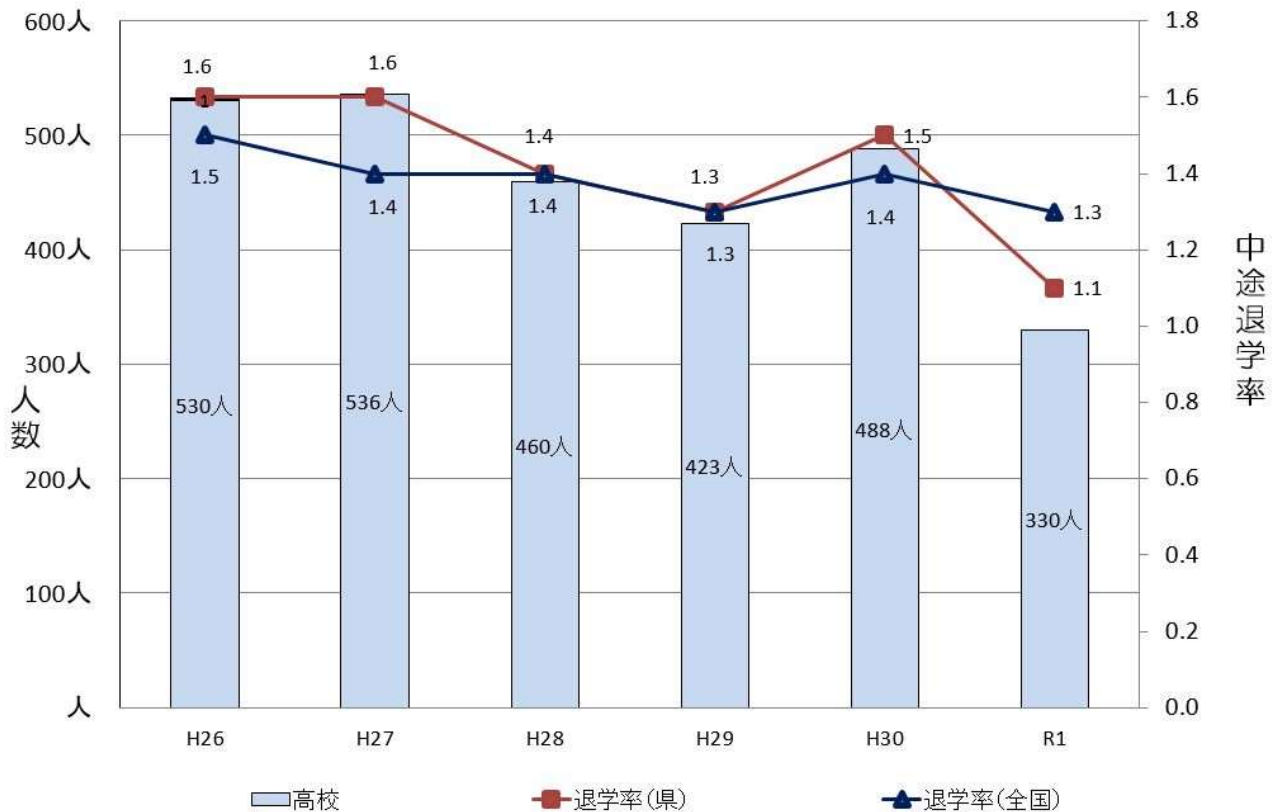
① 大分県におけるいじめの認知件数・解消率



② 不登校児童生徒の出現率推移（小・中学校）



③ 中途退学者数・中途退学率（国公立高等学校）



出典：文部科学省 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(6) 発達障がいに対する理解

(現状)

自閉症、注意欠陥多動性障がい、学習障がい等の発達障がいのある子どもは、社会性やコミュニケーション等に困難があるため、集団になじめない様子が見られたり、関わりにくいという印象を抱かれたりします。

発達障がいに対しては、平成17年の「発達障害者支援法」の施行や特別支援教育への転換等により理解が深まってきました。また、乳幼児健診等で早期に障がいが発見されるようになり、乳幼児期から専門機関で療育を受けたり、望ましい接し方を保護者や周囲の者が理解することで、環境への適応状態が改善されています。

しかし、「本人の性格や親のしつけによるものだ」というような誤った認識が未だに根強く残っており、障がいの発見の遅れ、不適切な対応等が重なると、小一プロブレムやいじめ、不登校といった二次障がいにつながるおそれがあります。

(課題)

- 社会において、発達障がいに関する正しい知識の理解・啓発を進めるとともに合理的配慮を提供すること。
- 発達障がいを含め、障がいのある子どもが地域で健やかに育つよう、医療、保健、福祉、教育等の各機関が連携し、障がいの早期発見から早期療育、就学へ円滑に繋ぐこと。
- 発達障がいに関する気づきから障がいの受容に至る過程で、保護者の心理的な不安や葛藤に寄り添い、子育てに関する的確で具体的なアドバイスを行うなど、家庭に対する十分な支援を行うこと。

(7) 人権意識の高揚

(現状)

青少年の人権については、権利主体として権利保障を図り、自立した個人として成長するよう、大人や社会の適切な援助が必要です。

わが国が平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）では差別の禁止、子どもの最善の利益の考慮、意見表明権の尊重等が示されています。

このような中、青少年の非行やいじめ、不登校、ひきこもり、児童虐待やスクールセクハラ等様々な問題が深刻になっており、「児童虐待防止法」や「児童ポルノ禁止法」等青少年の生命・身体や人格の形成を保護する制度の適切な運用を図る必要があります。

加えて、被害を受けた青少年に対する相談・ケアに関する取組の充実や非行少年の更生保護に関する継続的な取組も求められています。

さらに近年では、インターネット上での差別的な書き込みや誹謗中傷、デートDV、性的少数者の人権問題等、新たな人権課題への対応が求められています。

(課題)

- 小・中・高等学校を通じた系統的・継続的な人権教育に取り組むこと。

- 学校・家庭・社会において、子どもの権利を尊重するための人権教育・啓発に取り組むこと
- 青少年の規範意識を高めるとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合う態度と実践的な行動力の育成を図ること。
- 青少年等が困り事や悩み事を気軽に相談できる環境を整備し、県民に向けて広く情報発信すること。
- 被害青少年の相談や継続支援に関する施策を充実するとともに、非行少年の更生保護施策を充実すること。

3 青少年と地域社会

(1) 「協育」ネットワーク

(現状)

青少年の健全育成は全ての大人の願いであり、責任です。このため、家庭・地域・学校がそれぞれの教育力を発揮するとともに、相互に連携・協力して青少年を育てるための教育の協働（「協育」）を推進しています。現在、概ね中学校区を単位に公民館等に「協育」コーディネーターを配置し、多くの地域住民の参画のもと、学習支援や学校行事への支援等を行う「学校における地域学校協働活動」、放課後や土曜日等に多様な体験活動や補充学習を行う「小学校チャレンジ教室」、「未来創生塾」を実施しています。

(課題)

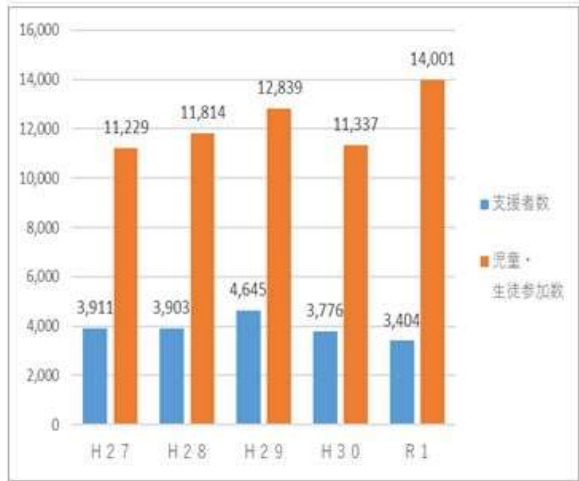
- 「協育」ネットワークづくりについて市町村間における取組の差があることから、その意義や重要性を多くの大人が理解し、活動へ参画すること。
- 「協育」を推進する上で「協育」コーディネーターの果たす役割が重要であることから、コーディネーターの資質の向上に取り組むこと。
- 「協育」ネットワークの支援員の高齢化・固定化により、ここ2年間は支援員の人数が減少傾向であることから、「協育」ネットワーク活動の拡充を図るために、新たな支援員を確保すること。

(資料9)



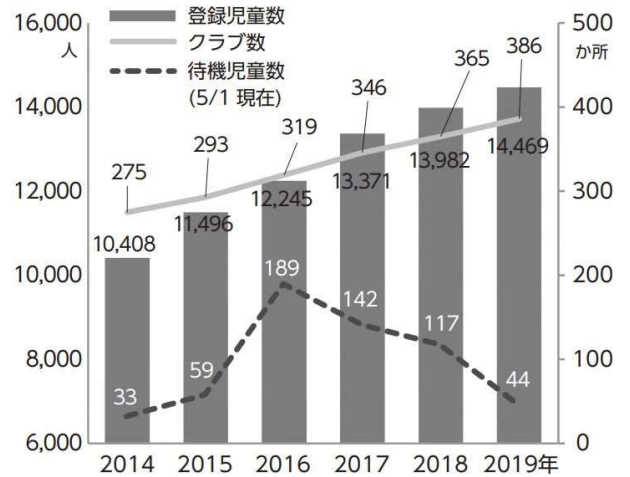
(資料10)

① 放課後等における地域活動参加状況



出典：教育庁社会教育課調査

② 放課後児童クラブ登録児童、待機児童数の推移



出典：福祉保健部こども未来課調査

(2) 登下校時の児童生徒の安全確保

(現状)

児童生徒の安全確保は、安全安心な社会づくりの要です。

これまで、登下校時における児童生徒の安全を確保するため、地域において多岐にわたる取組が行われてきました。

しかし、既存の防犯ボランティアが高齢化する中、新たな担い手が不足するとともに、共働き家庭の増加により保護者による見守りが困難となるなど、見守り活動に限界が生じ「地域の目」が減少しています。

その結果、学校から距離のある自宅周辺で児童生徒が1人で歩く「1人区間」等において「見守りの空白地帯」が生じ、登下校中の児童生徒が不審者から声をかけられる事案等が発生しています。

また、全国的には、多くの人が集まる場においても、児童生徒が巻き込まれる事件・事故が発生しています。

(課題)

- 子どもを見守る多様な担い手を確保すること。
- 大人が子どもや不審者に対して行動を起こすこと。
- 子どもが、発達段階に応じた危険予測・回避能力を身に付けること。
- 不審者情報等を共有し、迅速に対応すること。

(3) 体験活動

(現状)

体験活動とは、「生活・文化体験活動」、「自然体験活動」、「社会体験活動」の

3つに大きく分類されますが、いずれも青少年が直接自然や人・社会等と関わる活動を行うことにより、五感を通じて何かを感じ、学ぶ取組を包含しています。

子どもたちが屋外で遊ぶ機会が減少し、集団行動や地域の大人との関わり等が希薄になっている中、スマートフォンやゲーム、インターネットへの依存傾向が高まり、実際に体験しなければ得られない自然体験の中での感動や、人と人との心温まるふれあいの場における人間関係の構築が少なくなっています。

学力を高めることはもちろん重要ですが、一方で、想定外の事態や未知の世界に遭遇した際の対応力、新しい価値の発見力や自然の素晴らしさを感じる豊かな心を育む必要があります。

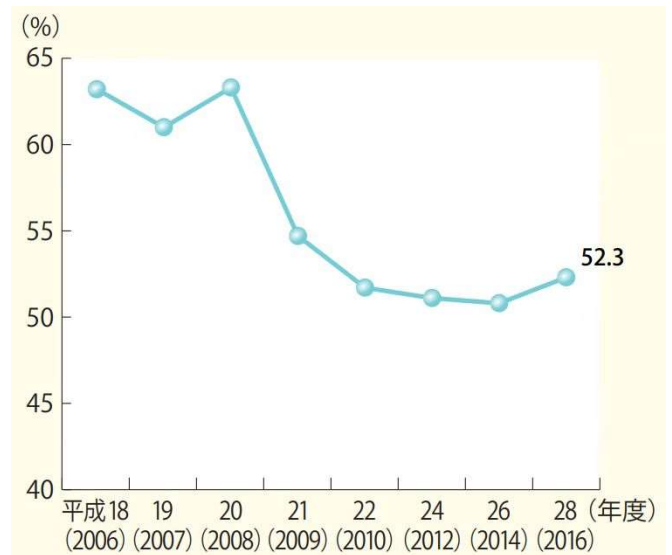
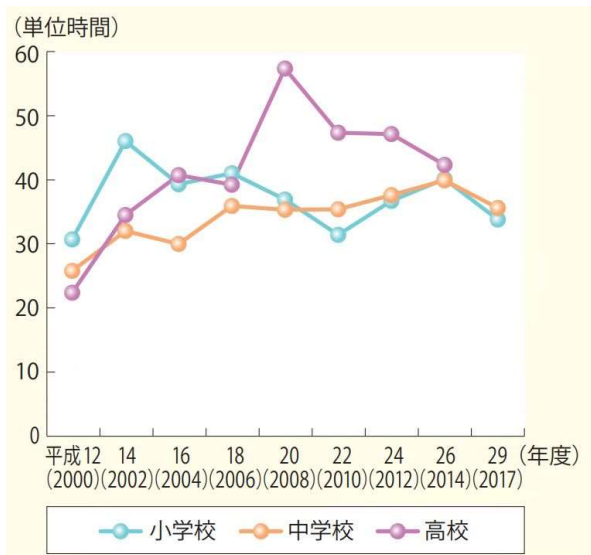
令和2年版「子供・若者白書」によると、学校以外の団体等が行う自然体験活動への参加率は50%程度にとどまっていますが、自然体験を多く経験した子どもの方が、自己肯定感や道徳観・正義感が高い傾向があるという結果が報告されています。

(課題)

- 青少年が様々な体験活動を行うことができる機会を創出すること。
- 体験活動を行う団体と連携・協力し、指導者を育成すること。

(資料 11)

- ① 学校における体験活動の実施時間数
- ② 学校以外の団体等が行う自然体験活動への参加率



出典：文部科学省調べ

(参照：内閣府 令和2年版「子供・若者白書」)

(注) 1 小学校は5年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均 (45分を1単位時間)、中学校、高校は2年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均 (50分を1単位時間)

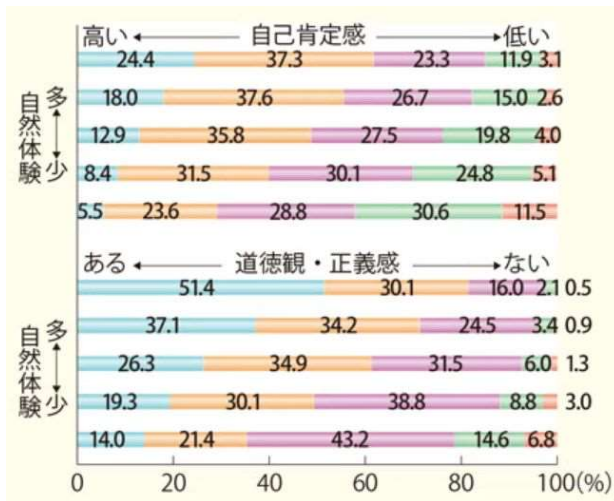
2 平成29年度は、高校については実施していない。

出典：独立行政法人国立青少年教育振興機構 「青少年の

体験活動等に関する意識調査」(平成28年度調査)

(注) 平成23年度及び平成25年度、平成27年度は調査が実施されていない。

③ 自然体験と自己肯定感、道徳観・正義感との関係



出典：独立行政法人国立青少年教育振興機構 「青少年の体験活動等に関する意識調査」（平成28年度調査）

参照：内閣府 令和2年版「子供・若者白書」

（4）青少年団体等

（現状）

「大分県青少年健全育成大会」の開催等を通じて、青少年団体や青少年育成支援団体等を中心として県民の青少年健全育成に係る気運を醸成しています。

また、大分県青少年団体連絡協議会加盟団体等が行う青少年の育成につながる事業に対して支援するとともに、活動状況をSNSやHP等の様々な媒体で広く紹介することなどにより、活動の活性化を図っています。

さらに、「大分県少年の船運航事業」、「中高生リーダー研修」の実施を通じて成人、中・高校生等青少年団体等の次代を担うリーダーを養成しています。

（課題）

- 県内の青少年団体や青少年育成支援団体等の活動状況等を情報発信する媒体の幅を広げること。
- 「少年の船」に乗船した若者が降船後、運営に携わったことにより身についたスキルを活かして主体的な地域活動に取り組むこと。

（5）自然環境や地球環境への関心

（現状）

自然災害の約9割は、台風、梅雨、低気圧（前線）の大雨による水害・土砂災害である中、本県は台風の常襲地帯となっています。

また、最近では東日本大震災等の甚大な被害をもたらす地震・津波の発生や50名を超える戦後最大の死者数を記録した御嶽山の噴火も発生しました。

自然災害を防止し、あるいは災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐためには、治水、砂防、地すべり対策や港湾、海岸、道路の災害対策等とあわせ、「自らの生命・財産は自らの手で守る」、「自分たちの地域は自分たちの手で守る」ことが第一です。

さらに、地球温暖化や海洋プラスチックごみ等の環境問題への対応が喫緊の課題となっており、県民一人一人が自らのこととして環境問題に関心を持ち、環境保全活動について主体的に考え、行動することが必要であることから、あらゆる世代や様々な場における環境教育の推進が重要です。

(課題)

- 青少年が、防災に関する知識及び技能の習得のため、研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加すること。
- 互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす自主防災組織の活動への参加促進を図ること。
- 本県の豊かな自然環境とその恵みの大切さを学び、将来世代まで継承していく意識の醸成のため、自然観察や自然体験等実体験を通じた環境教育に努めること。

4 青少年と情報化社会

(現状)

スマートフォンやインターネット等の急速な普及により、社会の情報化は飛躍的な進歩を遂げ、世界中のあらゆる人々との情報交換を可能にするなど、生活の利便性向上に繋がっています。

その一方で有害な情報も氾濫しており、インターネットやSNS利用が低年齢化している中で、その利用方法によっては、判断能力が十分に身につけていない青少年に悪影響を及ぼしかねません。

さまざまな著作物を無許可でインターネットにアップロードしたり、無許可物をダウンロードしたりする著作権の問題やSNS等で見られるような匿名による悪質な書き込み、誹謗中傷等によるネットいじめ、さらにSNSに起因するトラブルや犯罪被害の増加等がみられることから、加害防止対策と被害防止対策の両面が求められています。

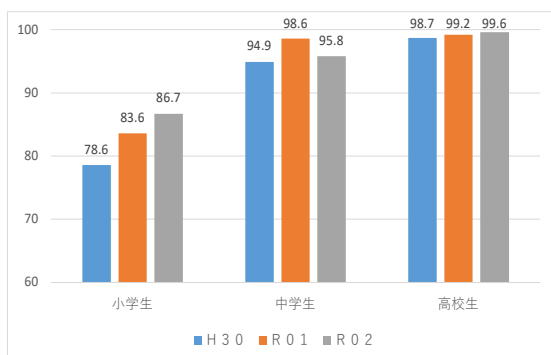
また、インターネット等の過度な利用により、SNS等の通信手段を介した方法でしか他人とコミュニケーションがとれない青少年の増加も懸念されています。

(課題)

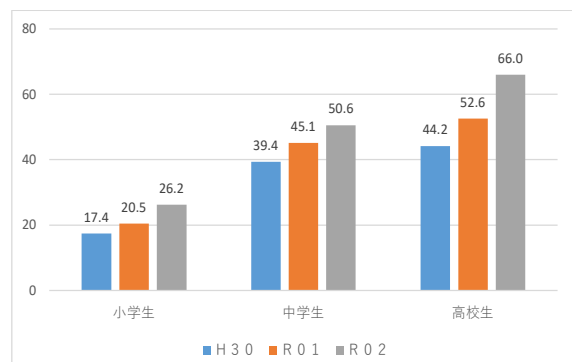
- 情報モラルについて高い意識を身につけるための情報教育(メディア・リテラシー)を推進し、情報化社会に主体的に対応できる資質や能力を習得させること。
- 発達段階に合わせたフィルタリングサービスをはじめとしたペアレンタルコントロールの利用やその他の方法による保護者の監督等、家庭における情報教育及びルールづくりの普及啓発を推進すること。
- スマートフォンやインターネットの利用実態の把握及び事業者や関係団体等と連携した社会全体で見守る体制づくりを推進すること。
- 人と実際にふれあうことができる多様な体験活動を推進すること。
- 低年齢層の子どもの保護者をはじめとした大人に対して、幅広くインターネットの正しい使い方や活用方法について広報啓発を推進すること。

(資料 12)

① 青少年のインターネット利用率



② インターネットの利用時間
(2時間以上利用)



出典：生活環境部私学振興・青少年課 令和2年度青少年ネット利用実態調査結果(抜粋)

5 青少年と国際化

(現状)

ブロードバンド等を含む通信体系の発達や交通・輸送手段の広域・高速化を背景として、人・モノ・金・情報が国境を越えて流動化しており、多様な文化や価値観を有する海外の人々と協働して仕事をするのが身近になるなど、グローバル化が急速に進展しています。

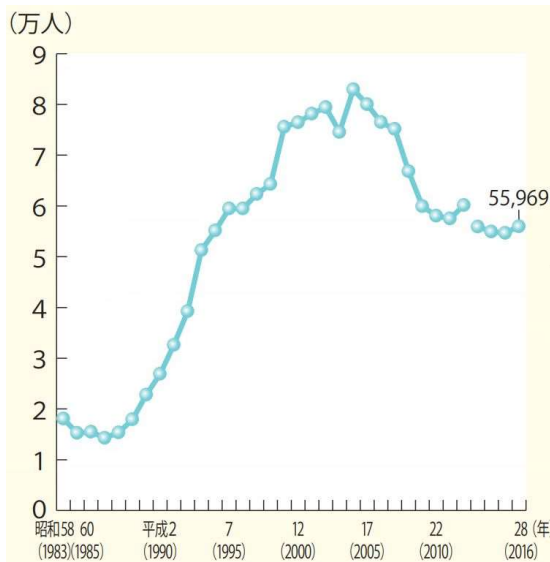
(課題)

- 広い視野と豊かな国際感覚を持ち、柔軟な思考や行動力を伴う将来の国際交流の担い手となる青少年を育成するため、国際交流活動を推進すること。

(資料 13)

① 日本人の海外留学状況

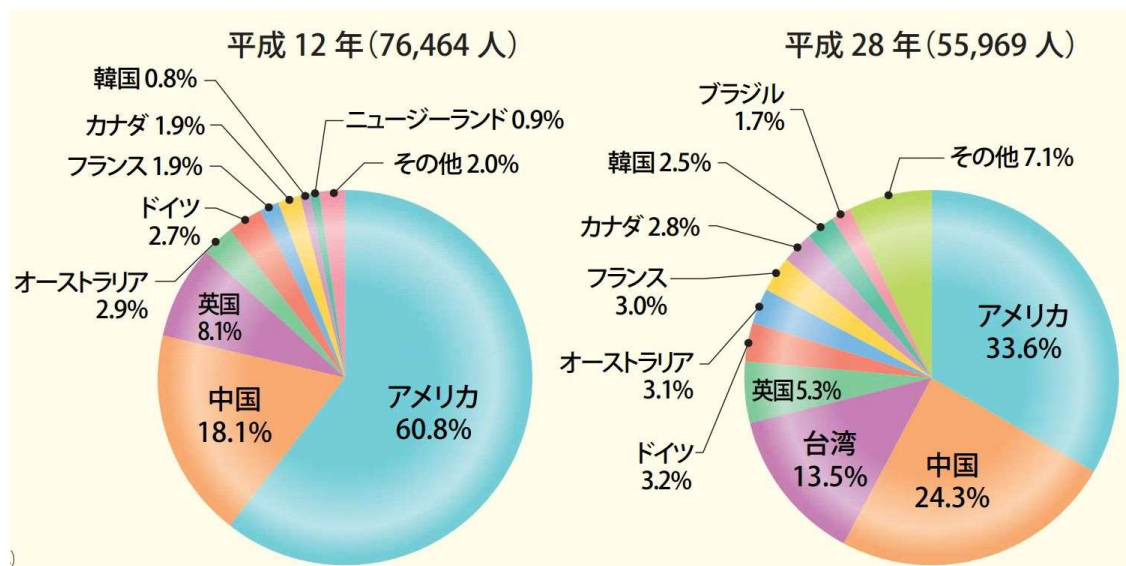
ア 留学者数



出典 以下の資料を基に文部科学省が集計したもの

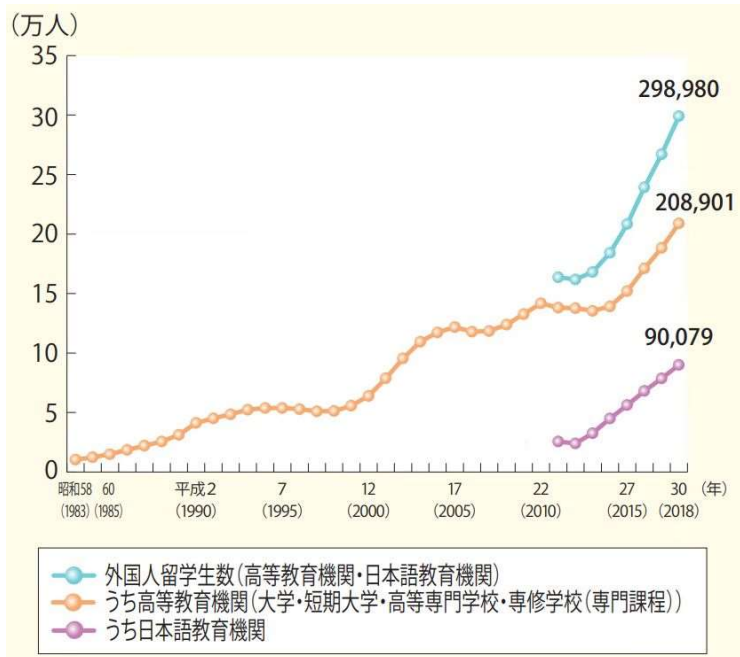
- ・OECD「Education at a Glance」及びユネスコ統計局
平成25年統計より、高等教育機関に在籍する外国人留學生が対象
 - ・Institute for International Education (IIE) ”Open Doors”
アメリカ合衆国の高等教育機関に在籍しているアメリカ市民
 - ・中国教育部
学生ビザまたは訪問ビザなどで中国の大学に在学している者
 - ・台湾教育部
台湾の高等教育機関に在籍している者
- (参照:内閣府 令和2年版「子供・若者白書」)

イ 主な留学先

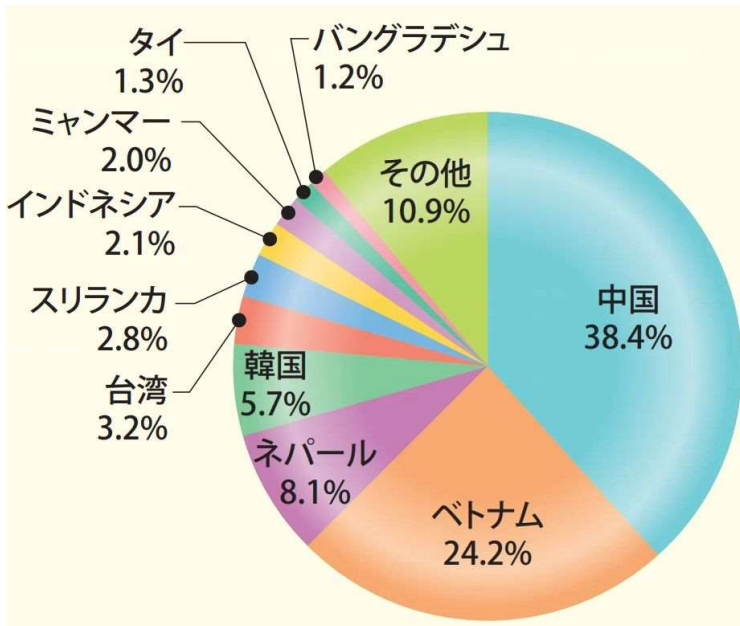


② 外国人留学生の状況

ア 外国人留学生（各年5月1日現在）



イ 主な留学先



出典：独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

（参照：内閣府 令和2年版「子供・若者白書」）

6 青少年の就労

(1) 雇用情勢と青少年の就労環境の変化

(現状)

生産年齢人口の減少が見込まれる中、雇用情勢は緩やかに回復傾向にあるものの、若年者の失業率は他の年齢層に比べ高く、フリーターも増加・高年齢化（年長フリーター）しています。

最近ではコロナ禍の中、特定の業種を中心に求人数が減少しているという不安要素もあります。

また、新規学卒者における就職後3年以内の早期離職率も増加傾向にあります。

さらに、健康上の理由や人間関係の挫折により働くことに自信がない、やりたい仕事が見つからないなど様々な理由により労働市場に参入してこない青少年（若年無業者）は、ここ10年間で、55万人を超える水準で推移しています。

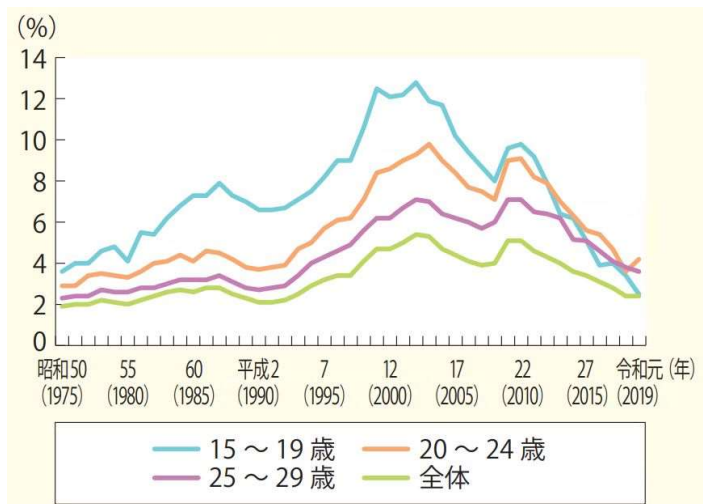
一方で、職場は、青少年にとって生活の重要な部分を占め、経済的基盤を保障する場であるとともに、適性或能力にあった職場生活を過ごしながらか生活の満足度や充実感、生きがいと深くつながる場であるとも言えます。

(課題)

- 働く意欲のある全ての担い手の就業支援及び人材を確保し定着を図ること。
- 若年無業者（ニート）やフリーターの増加を防止するため、就学期の早い段階から職業観や勤労観を育むこと。
- 困難を抱える青少年に対しては、総合相談窓口である「おおいた青少年総合相談所」に設置されている「おおいた子ども・若者総合相談センター」と就労支援機関等関係機関との連携による就労支援を強化すること。
- 高校生等の青少年が就労する上で必要となる基本的な労働法制の周知・啓発をすること。
- 青少年がその適性と能力を十分に発揮でき、生きがいを持てる魅力ある職場づくりを推進すること。

(資料14)

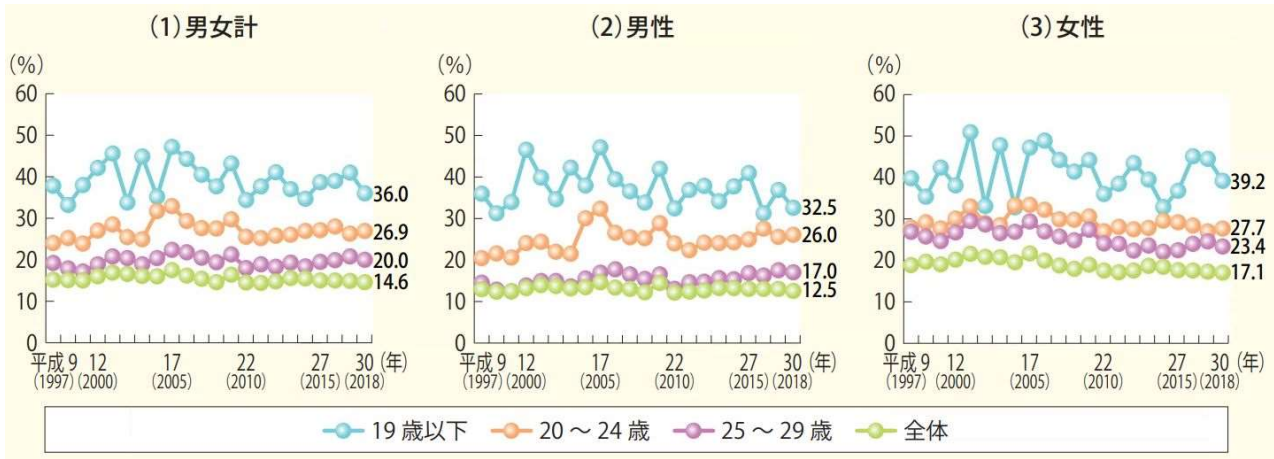
① 若年層の完全失業率の推移（全国）



出典：総務省 労働力調査（基本集計）

（参照：内閣府 令和2年版「子供・若者白書」）

② 離職率



出典：厚生労働省 雇用動向調査

(参照：内閣府 令和2年版「子供・若者白書」)

(2) 次代を担う人材の確保・育成

(現状)

労働力人口の減少が見込まれ国内外での競争が激化する中で、本県産業の維持・発展のためには、産業界と連携した優秀な人材の確保や育成が極めて重要となっています。とりわけ、防災、医療等様々な分野においてICTの利用が進む中で、ICTを活用した新サービスの創出等イノベーションを起こすことができる将来性豊かなIT人材の育成が必要です。

また、後継者不在等による事業承継への対応も必要となっています。

農林水産業については、従事者数は減少傾向にあり、高齢化も進行している中、近年は若年層の新規就業者や参入企業等の新たな担い手が着実に増加しています。

(課題)

- 働く意欲のある全ての担い手の就業支援及び人材を確保し定着させること。
- 労働力の量・質両面を確保すること。
- 県内IT技術者の資質向上や将来性豊かなIT人材の育成に取り組むこと。
- 地域や産地を牽引する優れた経営感覚を持ったリーダーを確保・育成すること。
- 幼少期から農林水産業に興味を持ち、理解を深める取組を拡充すること。

(資料 15) 農林水産業の新規就業者数 (大分県) (人)

	H27	H28	H29	H30	R1
農業	219	227	237	248	257
林業	81	83	94	105	105
水産業	62	68	71	71	73
合計	362	378	402	424	435

出典：農林水産部農林水産企画課 令和2年9月「大分県の農林水産業」

7 規範意識等の育成

(現状)

近年、少子化や核家族化、情報化等社会の急速な変化を背景として、青少年の基本的な生活習慣の欠如、自制心や規範意識の希薄化等が懸念されています。

青少年は、自立した一人の人間として、人生を他者とともにより良く生きる人格を形成するため、人が互いに尊重し協働して社会を形作っていく上で求められるルールやマナー、規範意識等を身に付けることが求められています。

また、人間としてより良く生きる上で大切なものとは何か、自分は人間としてどのように生きるべきかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ、考えを深めていくことが重要です。

(課題)

- 学校・地域・家庭等におけるあらゆる体験活動を通じて他者と関わりを持ち、相手を思いやる気持ちや規範意識・倫理観を醸成すること。
- 自分の考えを持ち、安易に周囲に流されないように自信を持った青少年を育成すること。
- 青少年は社会を映す鏡であることから、大人が青少年の模範となるように変わる意識を持つこと。

8 児童虐待（家庭養育への支援）

（現状）

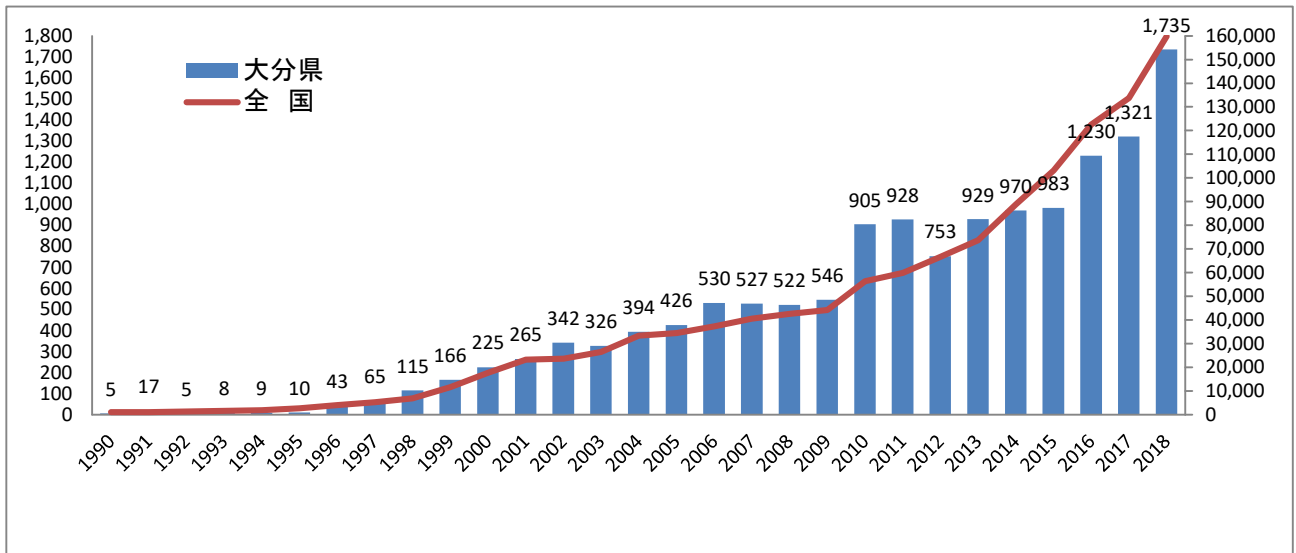
児童虐待への社会的意識の高まりや関係機関の連携の強化もあり、県内の児童相談所に寄せられる児童虐待相談の対応件数は、増加の一途をたどっています。

本県は、要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所・市町村・警察等関係機関が情報共有と連携を強化して、支援が必要な子どもや保護者の早期発見と適切な支援に取り組んでいます。

（課題）

- 児童虐待の早期発見・早期対応のための体制をさらに強化すること。
- 家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援し、家庭で適切な養育を受けられない場合には、より家庭に近い環境で養育されるよう取組を推進すること。

（資料 16） 虐待相談対応件数の推移（大分県・全国）



出典：厚生労働省 「福祉行政報告例」

9 ひきこもり

(現状)

短くて半年程度、長い場合は 20 年以上にわたって、対人関係や職場・学校等の社会への適応性等様々な要因を背景に社会生活に参加できず、ひきこもり期間が長期に及ぶ、ひきこもり当事者の高齢化が進行しています。

その結果、8050 問題と言われる親の高齢化や経済的疲弊等、深刻な問題が生じています。

県が、平成 30 年 1 月に実施した民生委員によるひきこもりの実態調査において把握できたひきこもり者の数は 637 人でしたが、平成 27 年と平成 30 年の 2 回にわたる内閣府の調査による出現率から推計される大分県のひきこもり者は 9,400 人程度と考えられます。

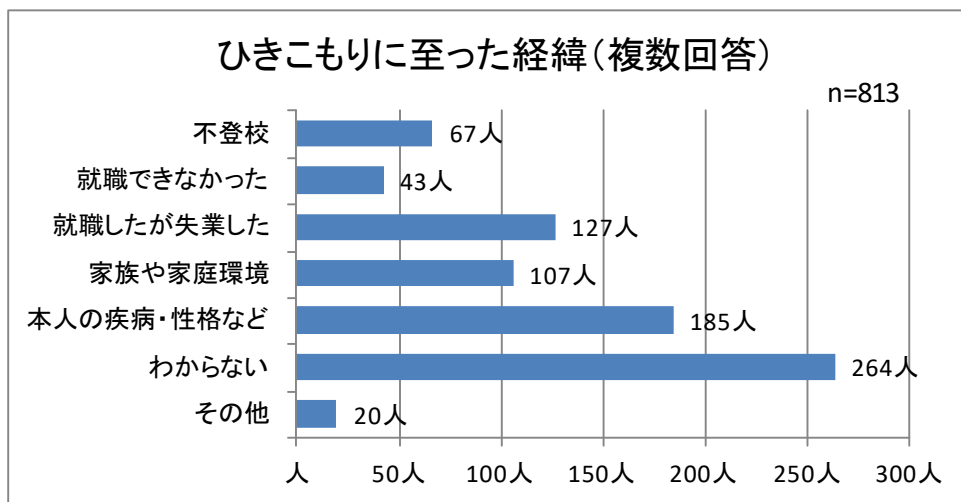
これらの相談や支援が必要なひきこもりの方に対して、より積極的・効果的な対策を進めることが必要です。

(課題)

- ひきこもりの未然防止、早期解決を図るため、地域の支援機関や民間団体等と連携し、ひきこもり当事者や家族等への支援を充実すること。
- 不登校支援や社会復帰支援等青少年自身に対する支援に加えて、個々の事案に応じた家族への精神的、経済的支援や相談体制を確立すること。
- 地域密着型のひきこもり相談・支援を充実するため、市町村との連携を強化するとともに、ひきこもり当事者の社会復帰の第一歩となるような居場所を確保し、利用を促進すること。

(資料 17)

① ひきこもりに至った経緯



出典：生活環境部私学振興・青少年課 平成 30 年度「ひきこもり等に関する調査」

② 年代別・ひきこもりに至った経緯（複数回答）

年代	不登校	就職できなかった	就職したが失業した	家族や家庭環境	本人の疾病・性格など	わからない	その他	合計
10歳代	15人	1人	1人	5人	1人	4人	0人	27人
20歳代	18人	10人	7人	7人	14人	19人	1人	76人
30歳代	20人	14人	36人	26人	31人	71人	2人	200人
40歳代	13人	10人	45人	26人	51人	76人	6人	227人
50歳代	0人	5人	25人	15人	36人	45人	4人	130人
60歳代以上	1人	3人	13人	26人	50人	46人	7人	146人
無回答	0人	0人	0人	2人	2人	3人	0人	7人
合計	67人	43人	127人	107人	185人	264人	20人	813人

出典：生活環境部私学振興・青少年課 平成30年度「ひきこもり等に関する調査」